

専門家派遣事業等専門家登録基準

(目的)

第1条 創業者および経営の向上を図る中小企業者等が抱える種々の課題（経営・技術・人材・情報化等）に対して診断助言等を行うため、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下、「支援プラザ」という）が定める専門家派遣事業実施要領（以下「実施要領」という）に基づき、専門家の登録に関する事項を定める。

(募集登録時期)

第2条 専門家の募集および登録は、別に定める期間に行なう。

(登録基準)

第3条 専門家の登録基準については、次のとおりとする。

- (1) 中小企業診断士、社会保険労務士、技術士、情報処理技術者、税理士、公認会計士、弁護士等の資格を有すること。
- (2) 大学の教授・助教授・助手・講師等で、専門分野を保持していること。
- (3) 上記（1）、（2）と同等以上の専門的能力を有するか、診断助言の実績があること。
- (4) 次の事項に該当する行為を行わないこと。
 - ① 診断助言等の過程で知り得た秘密を外部に漏らすこと。
 - ② 支援プラザならびに当該企業へ虚偽の報告を行うこと。
 - ③ 近親者および顧問契約等の関係がある企業に対して本事業を行うこと。
 - ④ 本事業による派遣先企業への支援に対して、支援プラザ以外から報酬等を受取ること。
 - ⑤ 本事業の目的もしくは内容を逸脱した行為。
 - ⑥ その他法令等に違反する行為。

(登録申請)

第4条 専門家登録を申請しようとする者は、支援プラザに実施要領に定める「専門家登録申請書」（様式第2）および「誓約書」（様式第12）および「誓約書」（様式第16）を提出しなければならない。

(登録審査)

第5条 支援プラザは、「専門家登録申請書」を受理した場合、登録基準に従って審査の上、適格者について登録手続きを行う。

(登録期間等)

第6条 登録期間は原則として2年以内とする。

(登録名簿)

第7条 支援プラザは、登録した専門家の名簿を作成し、中小企業者等が専門家を選択する際に、最新の登録名簿を提示できるように整備しておかなければならない。

2 登録専門家は、登録内容に変更があった場合には、速やかに支援プラザに「専門家登録変更届」(様式第13)を提出しなければならない。

(登録抹消)

第8条 登録された専門家に、登録申請時に提出した誓約書に反する行為が認められる場合は支援プラザは登録期間内であっても専門家登録を抹消することができる。

2 前項に該当する場合、登録抹消の旨本人あてに通知するとともに、支援プラザの登録名簿から当該専門家名を抹消することができる。

3 第1項により専門家登録を抹消された者の再登録は認めない。

4 登録専門家が、転居・引退・その他の理由により実施要領に基づく支援が行えなくなった場合は、支援プラザに「専門家登録辞退届」(様式第14)を提出しなければならない。

5 前項の提出がない場合にも、登録名簿に掲載された連絡先から連絡がつかない等、登録情報に問題がある場合には、支援プラザは当該専門家の登録を抹消することができる。

付則

この規程は、平成12年5月11日から施行する

付則

この規程は、平成13年4月2日から施行する

付則

この規程は、平成16年4月1日から施行する

付則

この規程は、平成18年8月1日から施行する

付則

この規程は、平成20年4月1日から施行する

付則

この規程は、平成23年4月1日から施行する

付則

この規程は、平成27年4月1日から施行する

付則

この規程は、令和6年10月1日から施行する